

労働安全衛生行政の動向

～第59回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会～

令和5年11月9日(木)

厚生労働省 労働基準局

安全衛生部長 小林 洋子

本日の講演内容

- 1 陸運業の働き方をめぐる現状
- 2 労働災害発生状況の推移
- 3 第14次労働災害防止計画（2023～2027年度）
- 4 昨今の施策の動向（制度改正など）
- 5 結びに

1

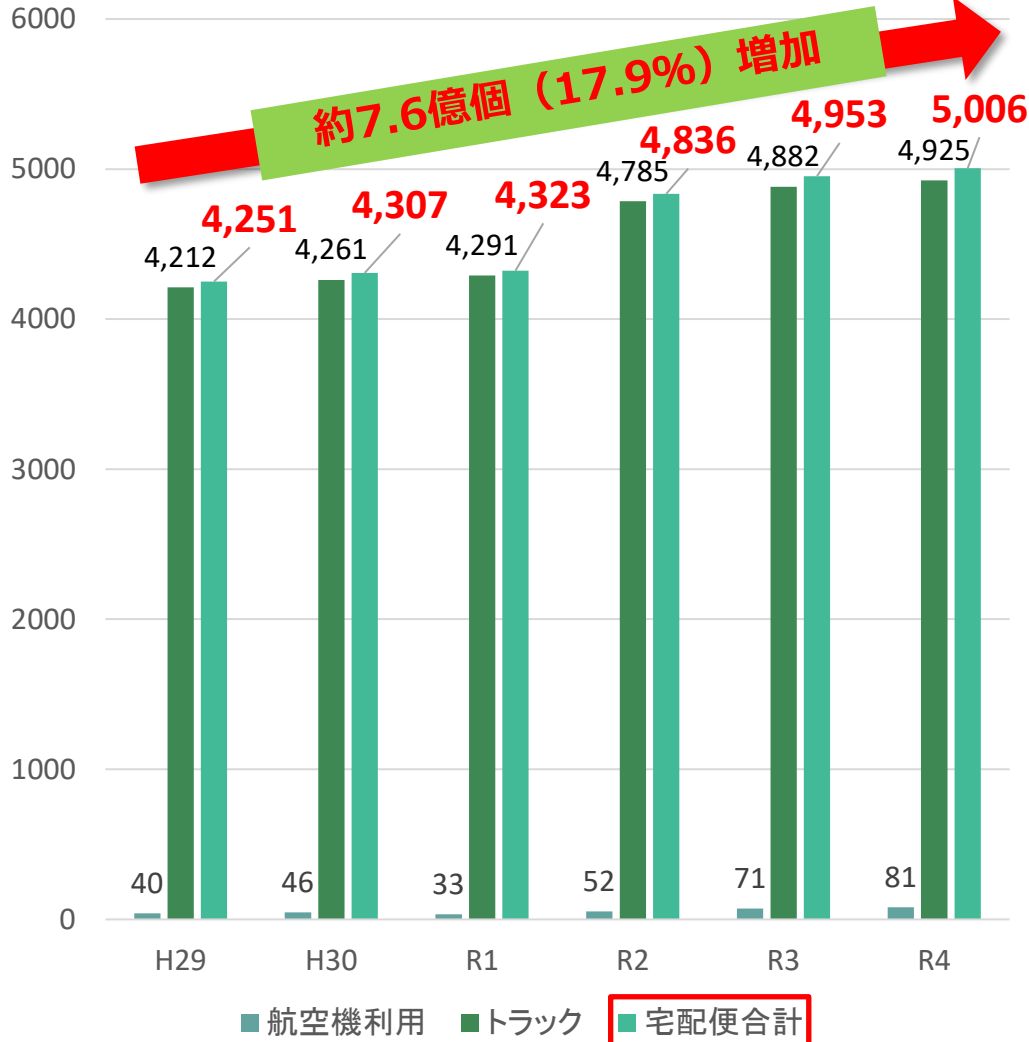
1 陸運業の働き方をめぐる現状

陸運業の働き方をめぐる現状

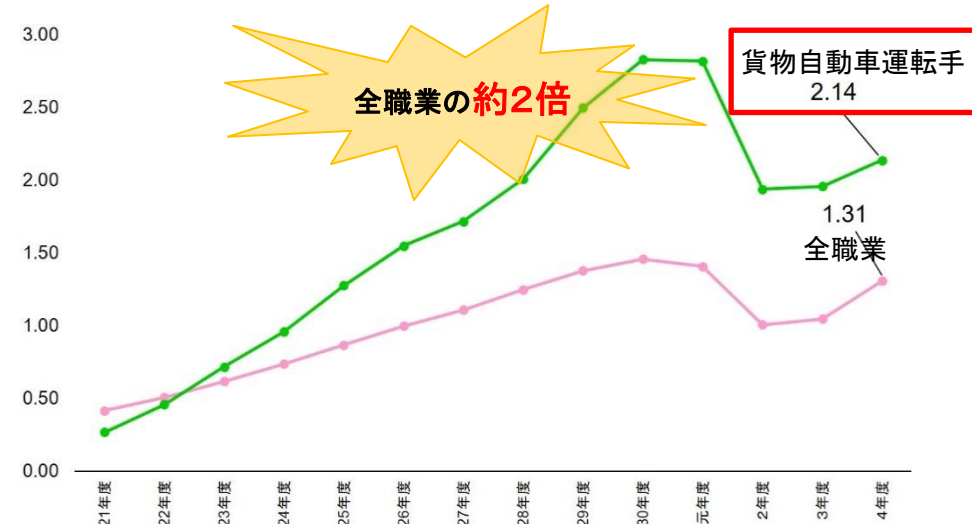
(全産業平均と陸運業平均との比較)

【宅配便取扱個数の推移】

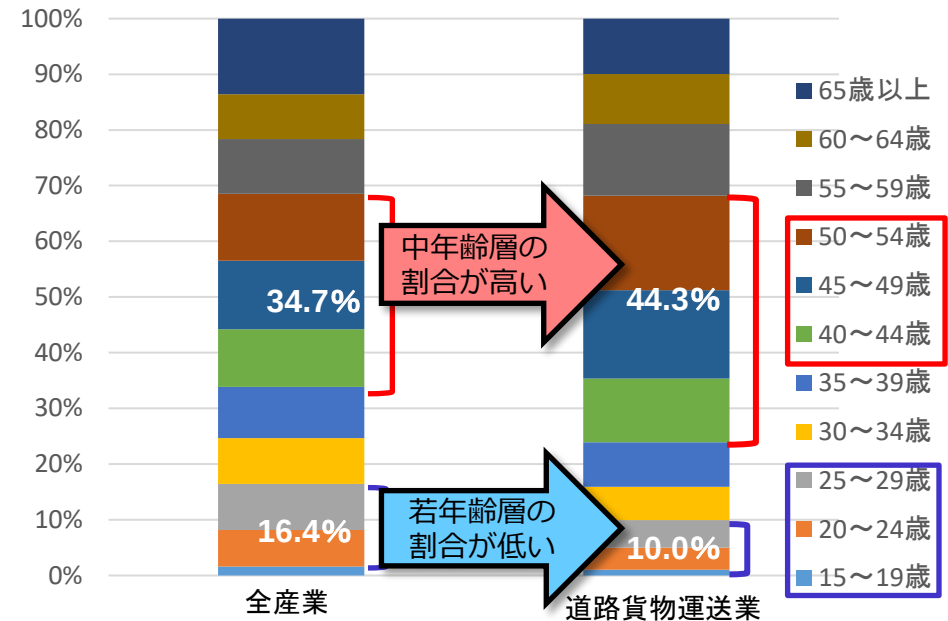
(単位: 百万個)



【陸運業における有効求人倍率の推移】



【全産業と陸運業における年齢構成】

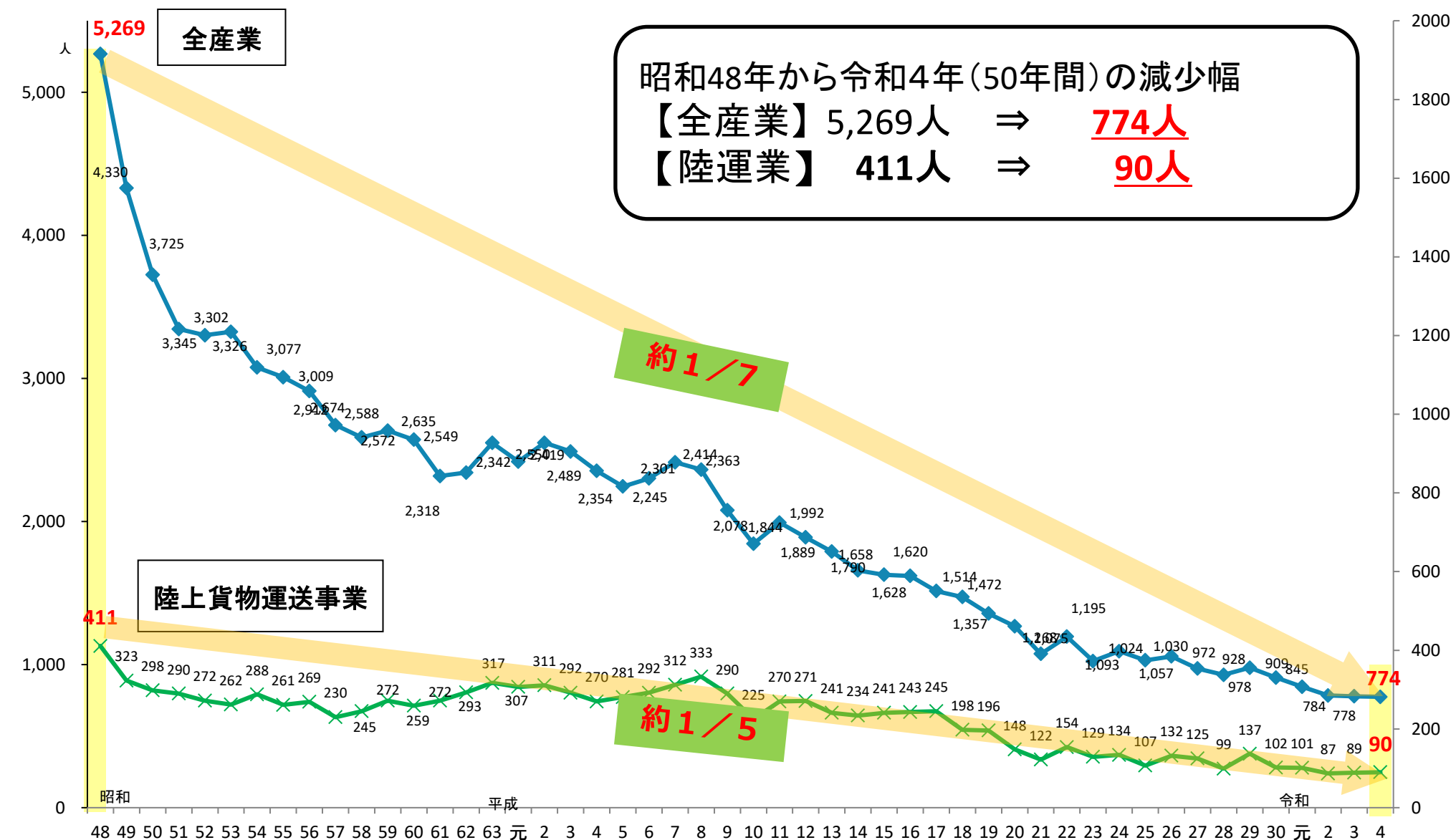


(出典) 国土交通省「令和4年度宅配便等取扱実績関係資料」より、「宅配便取扱個数の推移」を抜粋
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

2 労働災害発生状況の推移

労働災害発生状況の推移（死亡災害（全産業・陸運業））

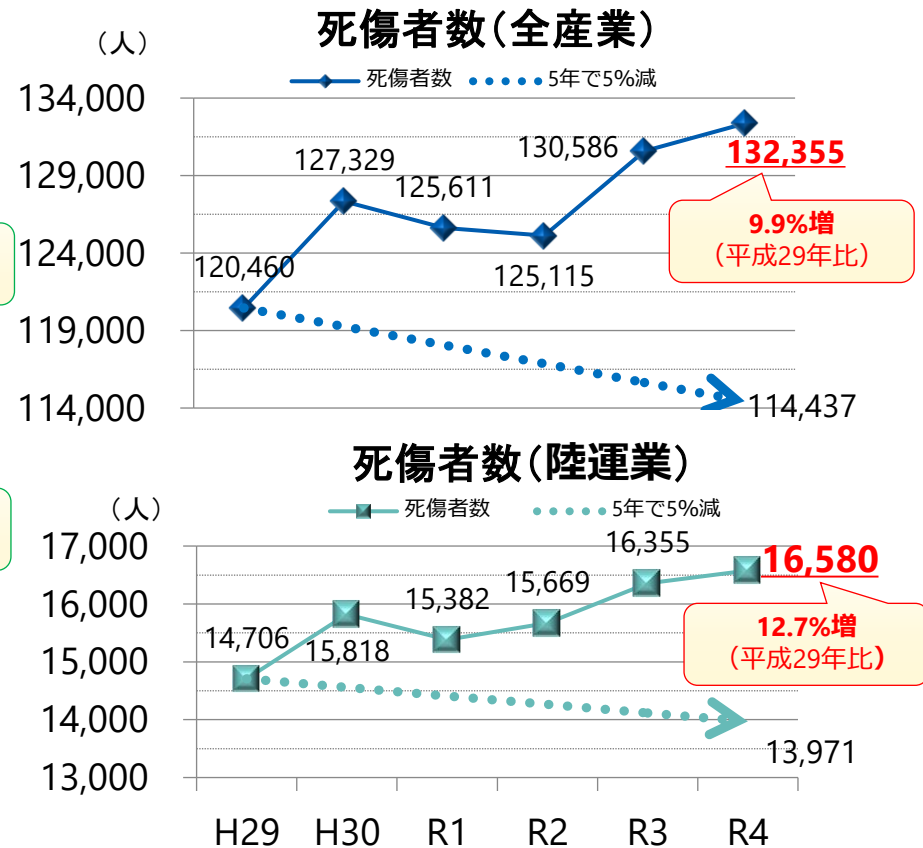
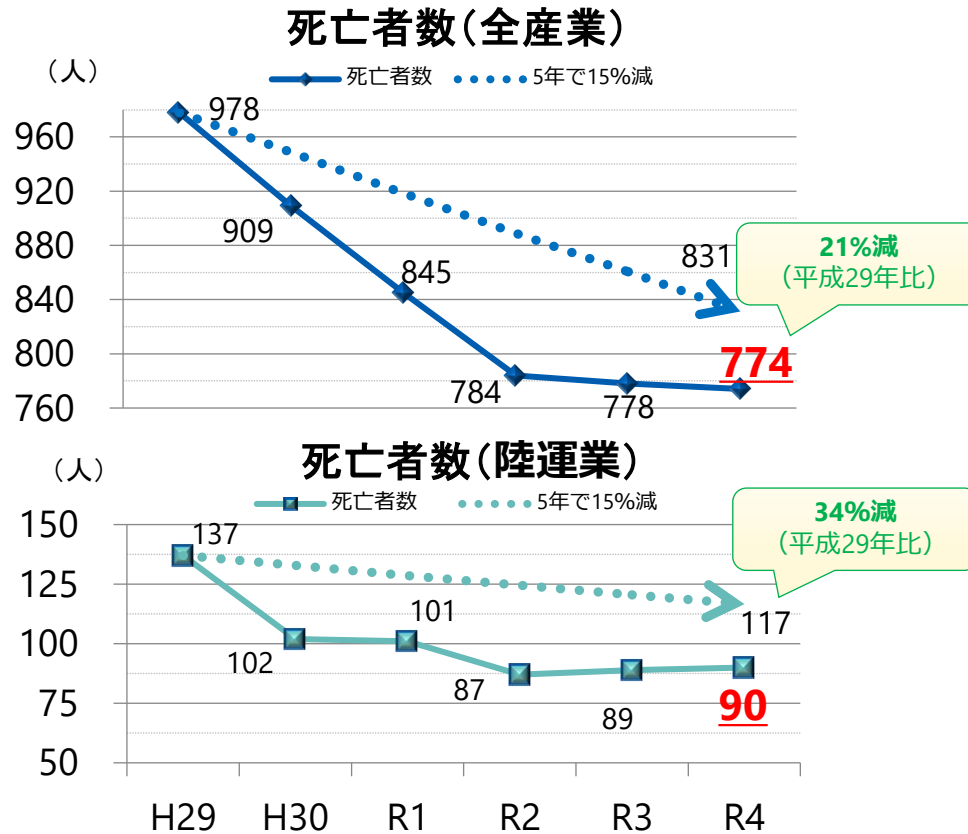
➤ 陸運業の死亡災害は令和4年までの過去50年間で長期的に減少。



陸運業における労働災害発生状況の推移①

(第13次防期間中)

- **労働災害防止計画**：労働安全衛生法（第6条）に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。
- 第13次防は平成30年(2018年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日までの5か年計画



死亡者数は「**全産業：5年で15%減**」について、陸上貨物運送業においては**達成**
(目標 R4:117人⇒ **R4:90人**)

※新型コロナ罹患によるものを除く

死傷者数は「**全産業：5年で5%減**」について、陸上貨物運送業においては**未達成**
(目標 R4:13,971人⇒ **R4:16,580人**)

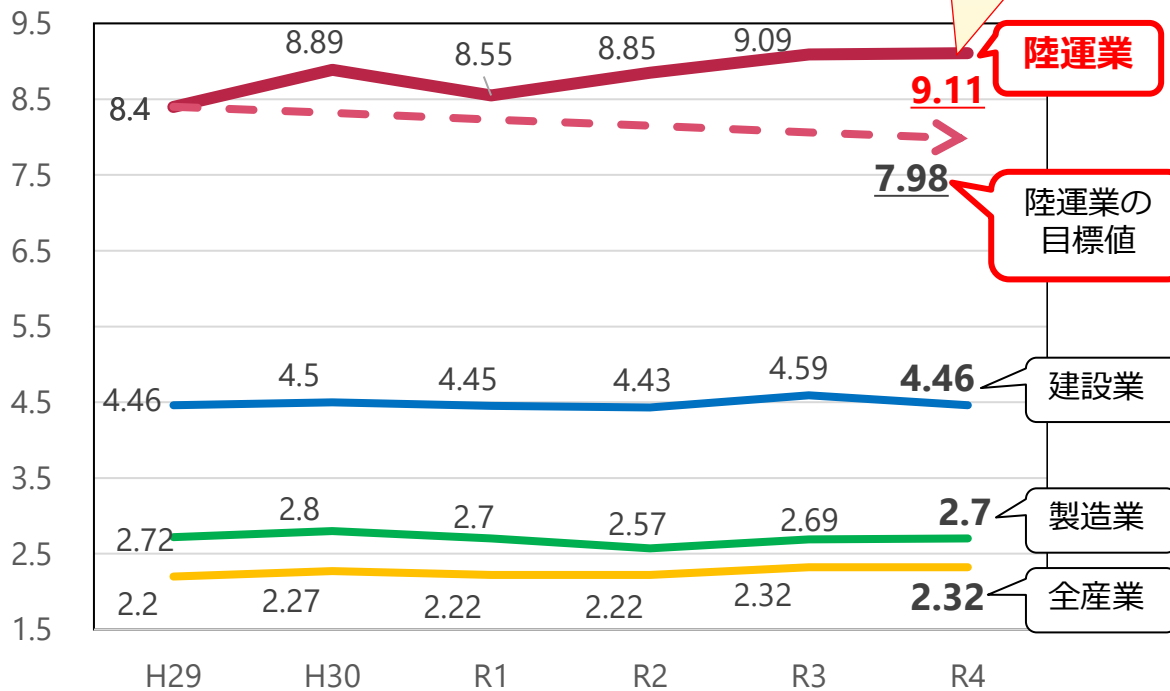
※新型コロナ罹患によるものを除く

陸運業における労働災害発生状況の推移②

(第13次防期間中)

- 陸運業における休業4日以上の**死傷災害**は**増加傾向**にある。
- 第13次防において、「**陸運業は死傷年千人率を5%以上減少させる**」という目標を掲げていたが、目標値と比較して**8.5%増加**し、**未達成**となった。
- 製造業、建設業など他の業種と比較しても、**約4倍**と**非常に高い**。

(率) 【死傷年千人率（業種別）の推移】



【千人あたりの災害発生率（比較）】

	死傷千人率（R4年）
陸運業	9.11
建設業	4.46
製造業	2.7
全業種	2.32

全業種の約4倍

死傷年千人率は「**陸運業：5年で5%減**」について、**未達成**
(目標 R4:7.98⇒ R4: 9.11)

※新型コロナ罹患によるものを除く

※出典：死亡者数は厚生労働省安全課調べ、
 死傷者数は労働者死傷病報告、
 災害発生率は労働力調査より集計した値により算出

第13次労働災害防止計画期間中における労働災害の増加要因

- 陸運業における労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、**労働災害の内容**や**各種経済指標**から**推察される増加要因**は、以下のようなものである。

【荷役作業の態様による影響】

- 陸上貨物運送事業者は、**荷役作業場所が運送先ごとに変わる**場合が多い。
⇒しかし、**荷主先**において労働災害発生防止に係る**リスク低減措置が講じられていない**。
- 荷役作業現場において、荷主の労働者や他の陸上貨物運送事業の**労働者が混在**する場合が多い。
⇒**荷役作業現場の統括管理が行われていない**。

【高齢化による影響】

- **60歳以上の労働者の割合が増加**
⇒ H29年：16.7% → R4年：18.4% / H29年比：**10.1ポイント増**。
- しかし、その割合以上に、**60歳以上の死傷者数の割合が増加**
⇒ H29年：24.9% → R4年：28.7% / H29年比：**15.3ポイント増**。

【生活スタイルの変化】⇒【物流量の増加】⇒【荷役機会の増加】

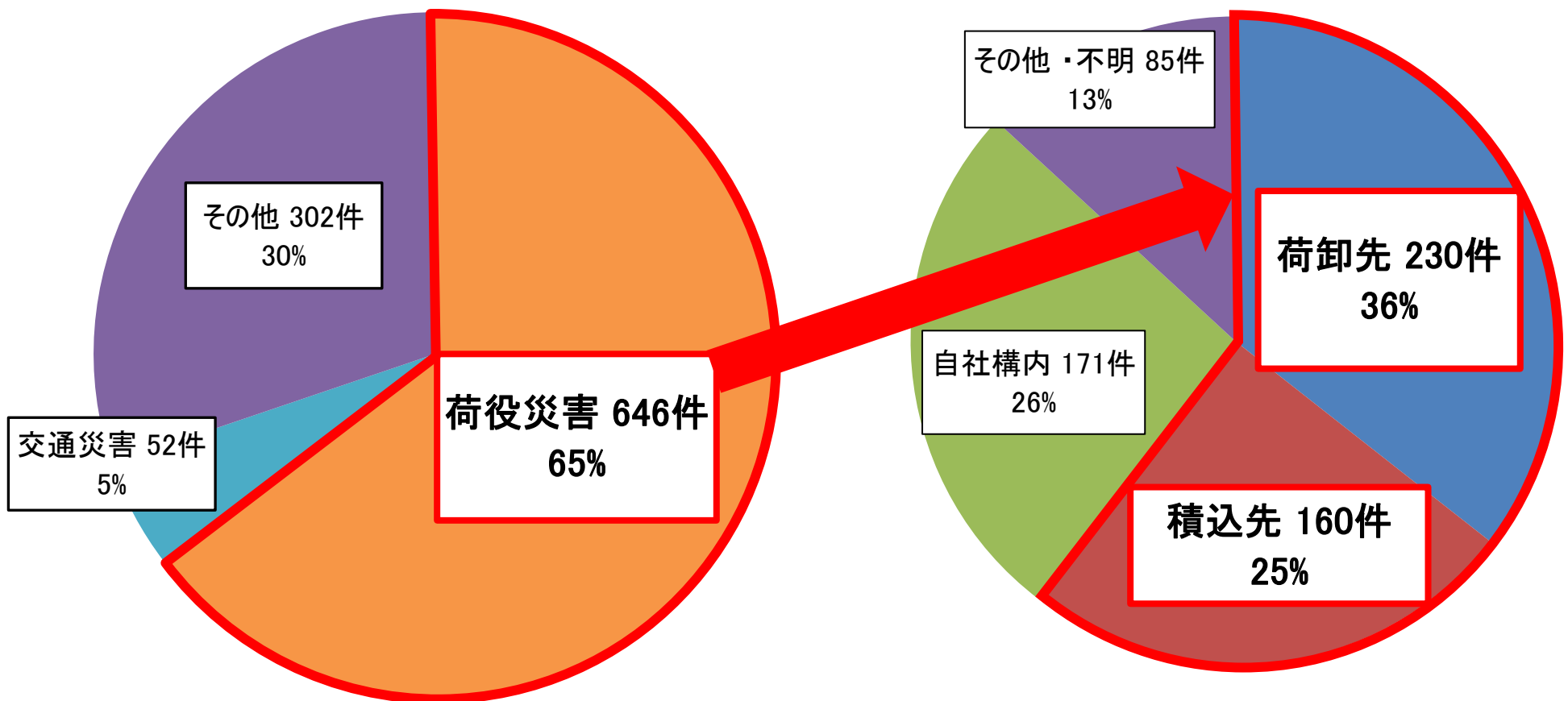
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により、国民の生活スタイルが変化。
- **外出自粛**などを受けて、**宅配便取扱個数が増え**、それに伴い**物流量も増加**
⇒ H29年：約42.5億個 → R4年：約50.1億個 / H29年比：**17.9%増**。
- **物流量の増加**に伴う**荷役機会の増加**等により、**陸上貨物運送事業における死傷者数が増加**
⇒ H29年：14,706人 → R4年：16,580人 / H29年比：**12.7%増**。

陸運業における労働災害発生状況の内訳

- 陸運業の**死傷災害**は、**65%**が「**荷役作業時**」に発生している。
- **荷役作業時の死傷災害**のうち、**約60%**が**荷主先（発・着）**において発生している。

【労働災害の65%が荷役災害】

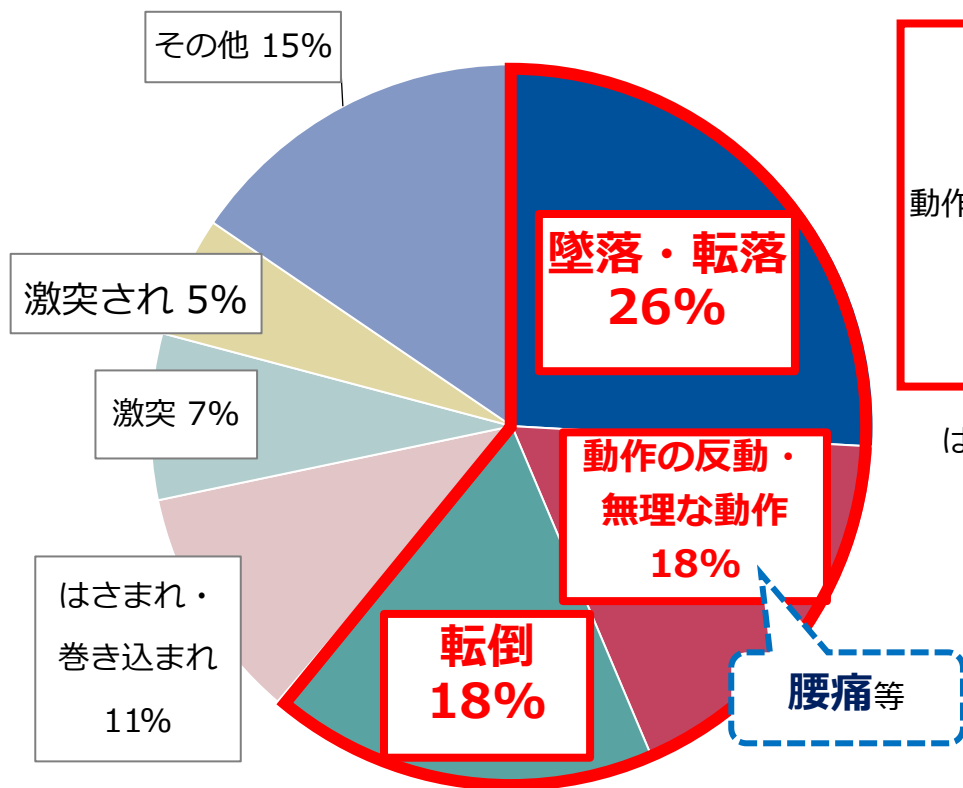
【荷役作業の約60%が荷主先（発・着）で発生】



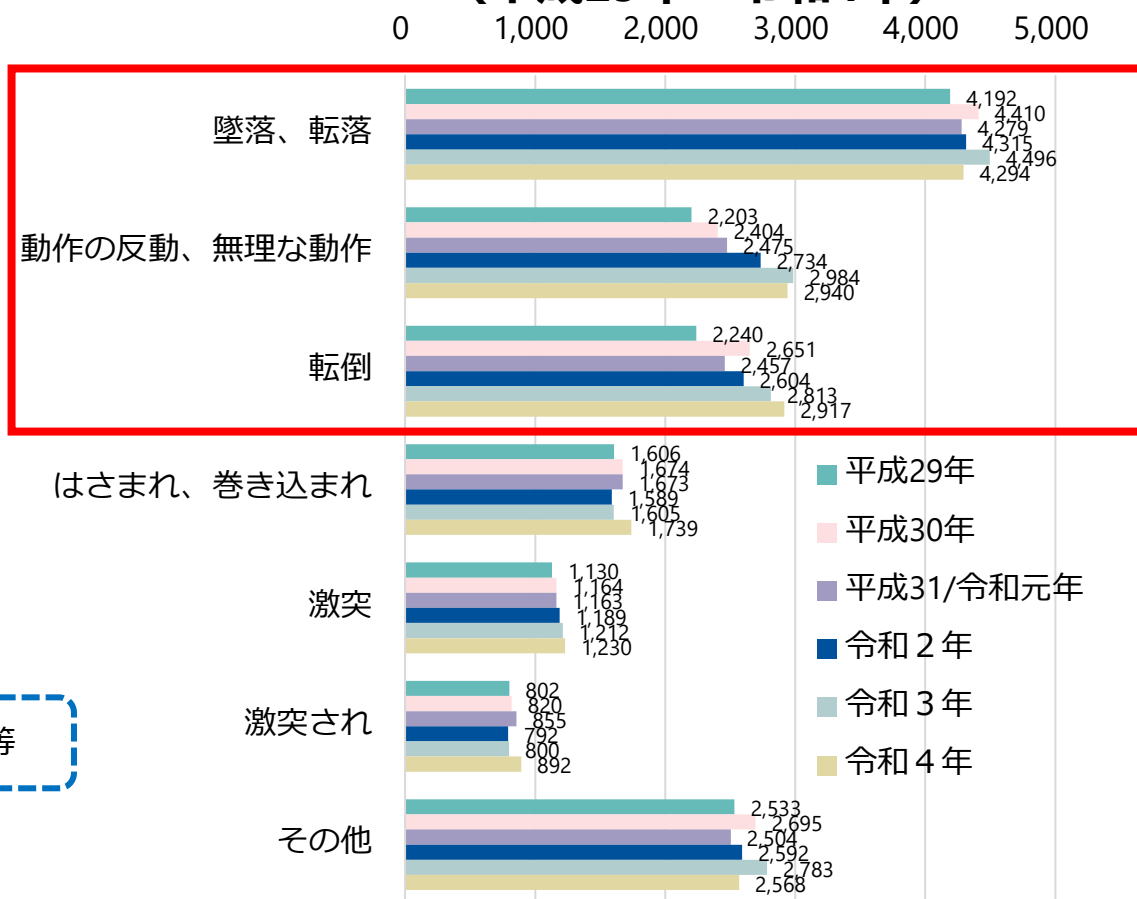
陸運業における労働災害発生状況の推移③

- 「**墜落・転落**」による労働災害は、**高止まり**で**横ばい**の傾向にある。
- 高齢化等により、「**動作の反動・無理な動作**」（腰痛等）、「**転倒**」による労働災害が**増加傾向**にある。
⇒ そして、これらの労働災害が**全体の約 6 割**を占めている。

【事故の型別災害発生状況（令和4年）】



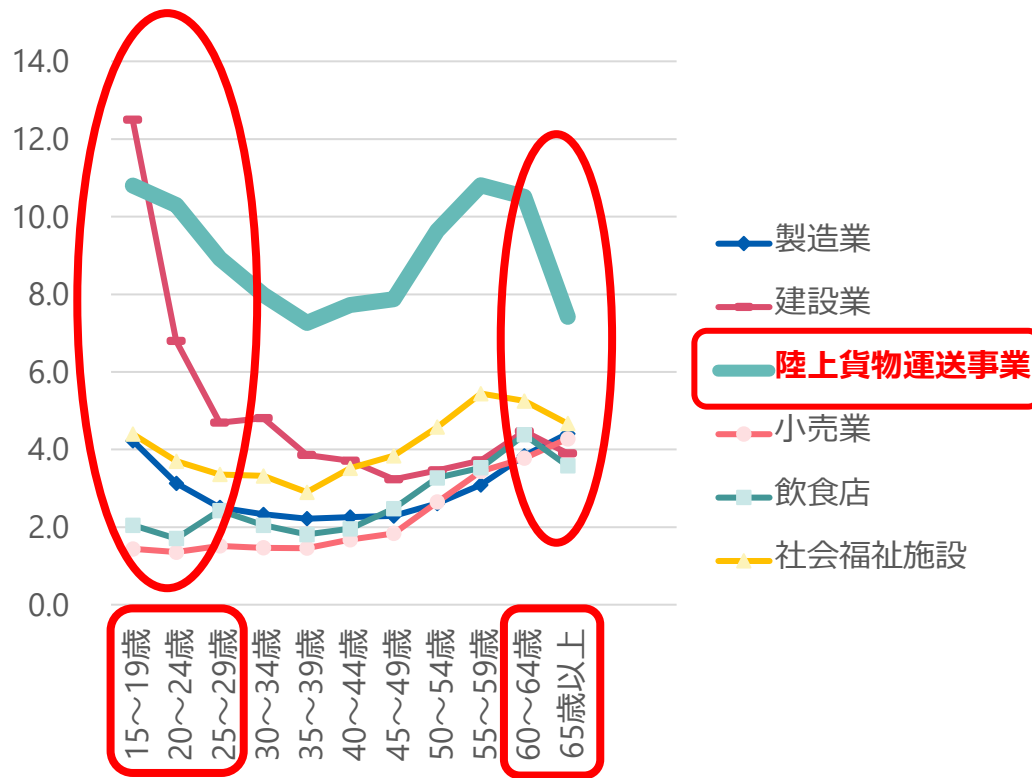
【事故の型別災害発生状況（推移）】
（平成29年～令和4年）



労働災害発生率（千人率）の年齢別・業種別、男女別の傾向

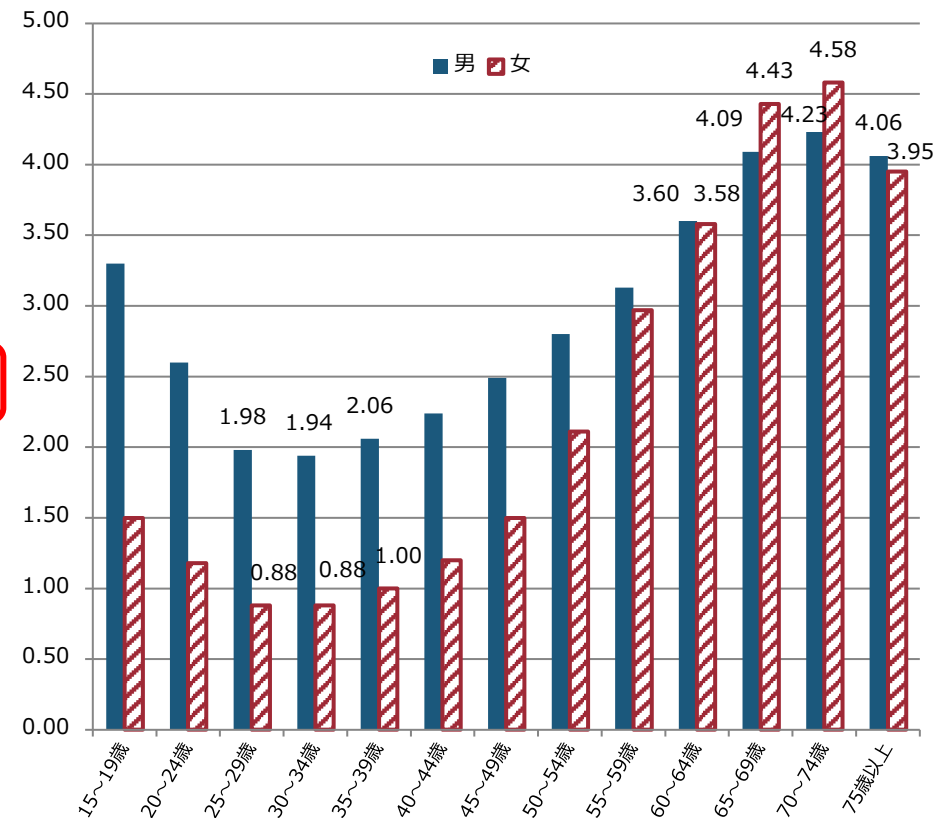
- **労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年齢層と高年齢労働者で高い。**
（特に、**陸運業における若年齢層**の発生率が高い。）
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を、30歳前後の最小値と比較すると、**男性で約2倍、女性で約5倍。**

年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
労働力調査（基本集計・年次・2021年）
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

年齢別・男女別 千人率（全産業）



※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
※便宜上、15～19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告（令和4年）
※新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く
労働力調査（基本集計・年次・2022年）

3 第14次労働災害防止計画 (2023～2027年度)

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第14次労働災害防止計画の概要

➤ 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。
そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があつたとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進
メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

荷役作業時における労働災害発生状況

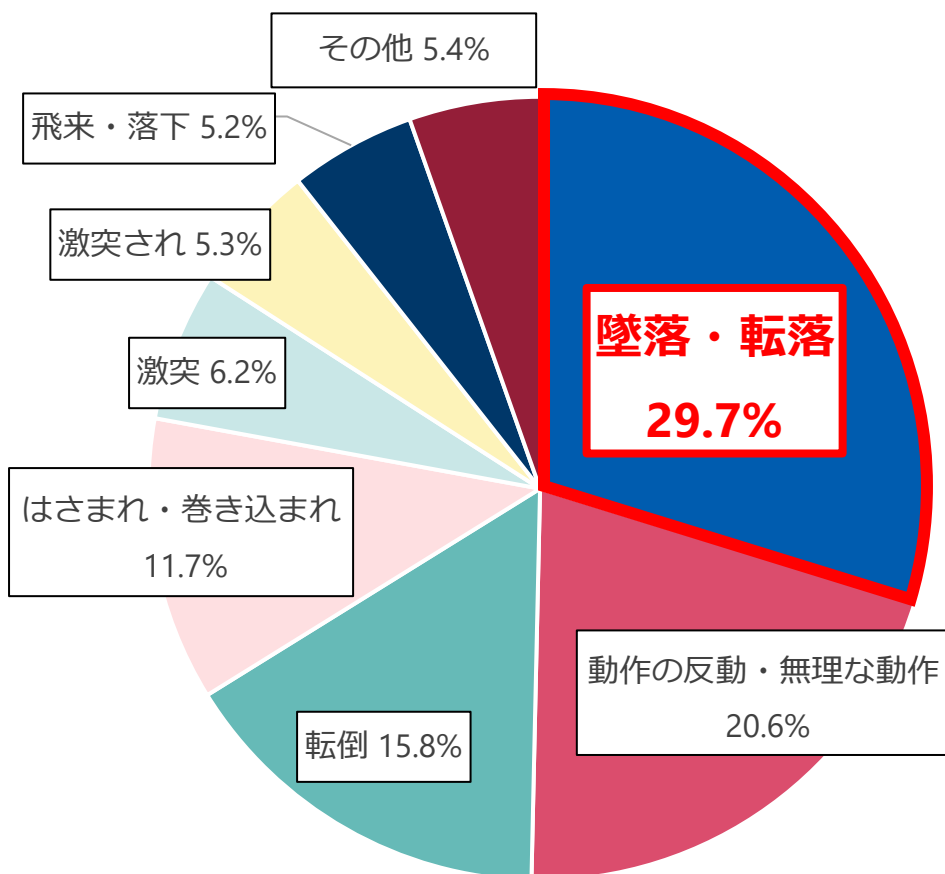
重点

⑥

- 荷役作業時の労働災害においては、墜落・転落が約30%と最多。
- 墜落、転落のうち、トラックからの墜落、転落が約70%を占めている。

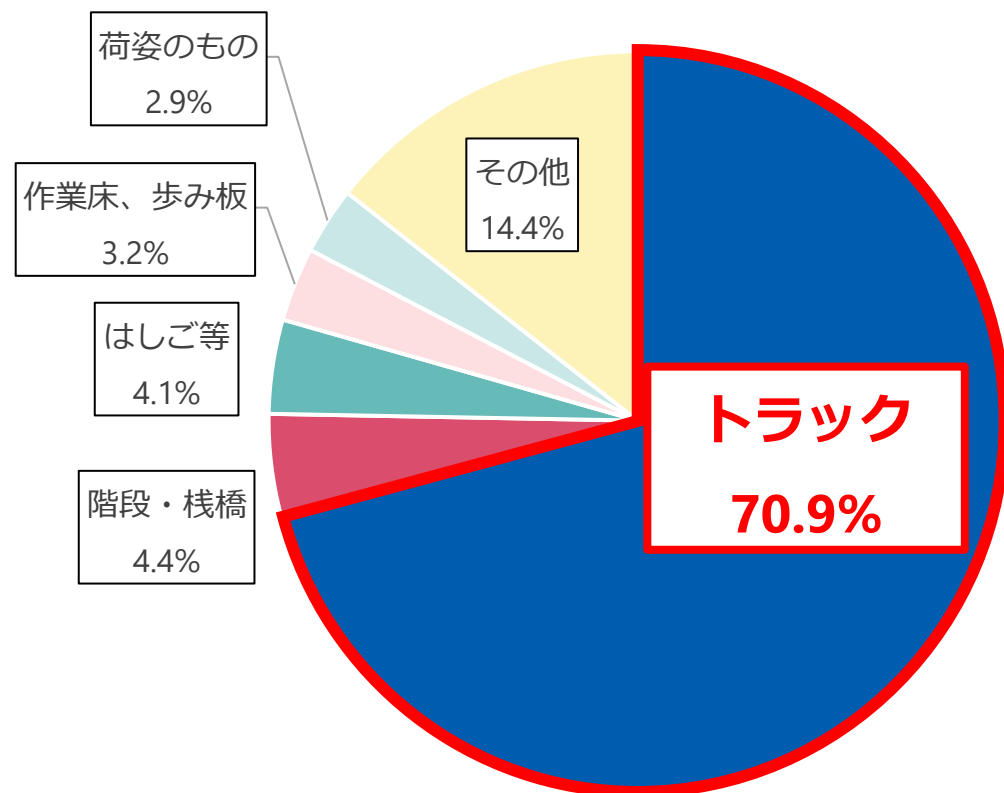
荷役作業時における事故の型

【労働災害内訳×事故の型別(荷役作業)】



墜落、転落における起因物

【労働災害内訳(荷役作業)における事故の型別(墜落・転落)×起因物】



陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進

重点

⑥

アウトプット指標（2027年まで）

「荷役作業における安全ガイドライン」に沿った対策を講じる事業場を45%以上



アウトカム指標（2027年まで）

陸運業における死傷者数を2022年と比較して5%以上減少

荷役作業の安全対策ガイドライン

（最終改正：令和5年3月28日付け基発0328第5号）

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・ 転倒による労働災害の防止対策
 - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整 ⇒ 『安全作業連絡書』の使用 ←
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示（※）の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整 ⇒ 『安全作業連絡書』の使用 ←
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

この他、「交通労働災害防止のためのガイドライン」においても、

荷主・元請事業者による配慮等として、

- ・ 過積載運行の防止
- ・ 改善基準告示（※）の遵守
- ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
- ・ 到着時間の再設定等の措置

が盛り込まれている。

荷主の
協力が
不可欠

※改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

荷役作業時における労働災害防止対策

「荷役5大災害」防止のポイント

1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

3. フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)に基づき適切に行動**すること

4. トラックの無人暴走による災害

⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置(※)**を行うこと

(※)...逸走防止措置:①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

5. トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

必ず保護帽を着用!



4 昨今の施策の動向（制度改正など）

- （１）貨物自動車における荷役作業時の対策
- （２）高年齢労働者の労働災害防止対策
- （３）腰痛災害防止対策
- （４）脳・心臓疾患の労災補償状況



① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

(現行) 5 t 以上 ⇒ (施行後) 2 t 以上

② テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

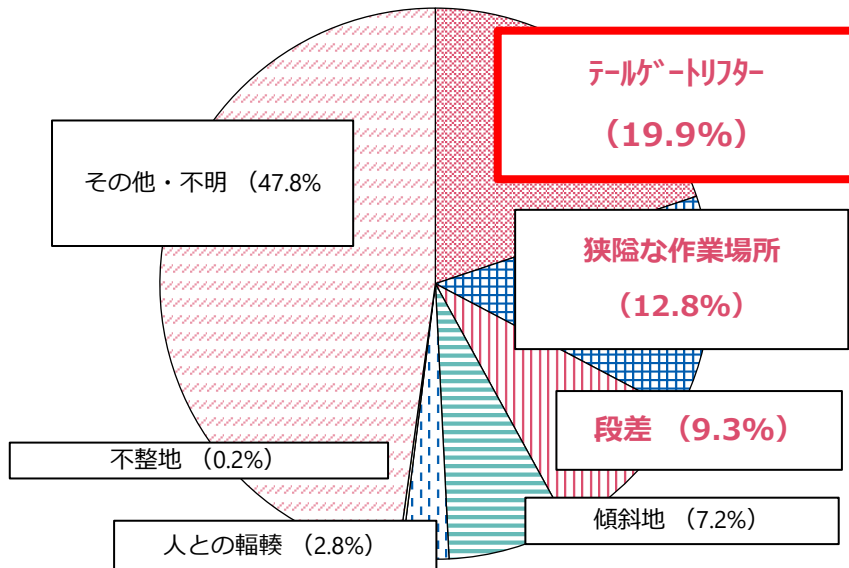
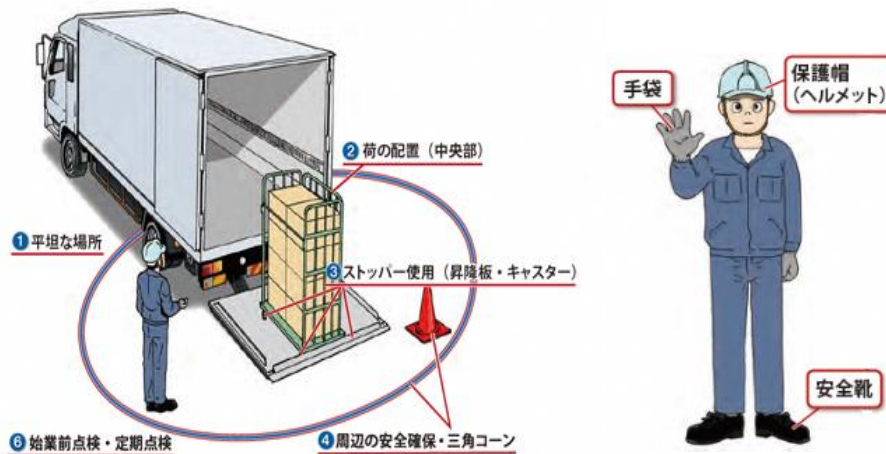
③ 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

重点
⑥

- ロールボックスパレットの取扱い
作業中の労働災害のうち、**テールゲートリフター利用時が約2割**。



出典：令和2年労働者死傷病報告

作業前点検リスト

確認日	確認担当者名
年 月 日	
☐	昇降板では荷を後退りで運搬しないこと 引っ張ると後ろは見えません。この方法で荷台高さからの転落が頻発しています
☐	キャスター付きの荷を使う時は、必ずストッパーを使用すること 作業者が支えても事故につながる可能性があります
☐	原則として、傾いた場所では使用しないこと ロールボックスパレットが思わぬ方向に動くことがあります。水平な場所で使用してください
☐	昇降板の位置を目視で確認してから運搬すること 荷台高さにあると思い込んで、転落する可能性があります
☐	作業にふさわしい装備をすること 手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

パンフレット「テールゲートリフターを安全に利用するために2ステップで学ぶ6基本&11場面別ルール」もご確認ください。



ロールボックスパレット 使う前の5つの基本チェックリスト

重点
⑥



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

安全に作業するための

8つのルール



作業前点検リスト

確認日

年

月

日

確認担当者名

☐ 倒れそうになったら無理に支えず逃げることに

人が支えられる重さではありません。とにかく身を守ることが優先です

☐ 停止時は必ずキャストーストッパーを使用すること

わずかな傾き、風でもパレットが勝手に走り出すことがあります

☐ 原則として、傾いた場所では使用しないこと

わずかな傾きでもパレットが思わぬ方向に動き、転倒するおそれがあります

☐ 両手で持って運搬すること

片手で引っ張ると、止める時にパレットをコントロールできず止められないことがあります

☐ 作業にふさわしい装備をすること

手足の保護だけでなく、しっかりと操作できる装備が不可欠です

パンフレット「ロールボックスパレット使用時の労働
災害防止マニュアル安全に作業するための8つのルール」
もご確認ください。



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)

※ガイドライン全文（厚生労働省HP）
令和2年3月16日付け基安発0316第1号通知



重点
③

➤ 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや、労働災害予防の観点での健康づくりを推進するために、**事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すもの。**

求められる取組

- ① **事業者**：高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- ② **労働者**：事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

① 事業者の取組

- 1：安全衛生管理体制の確立等**（経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施）
- 2：職場環境の改善**（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫）
- 3：高齢労働者の健康や体力の状況の把握**（健康診断等により、事業者、高齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握）
- 4：高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応**（把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組）
- 5：安全衛生教育**（写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練）

② 労働者の取組

- 1：自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める。
- 2：日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む。

ガイドラインを踏まえた対策

- ガイドラインの周知・啓発
（労働局、監督署等を通じた周知）
- 個別事業場へのコンサルティング
（専門家が訪問し、改善のアドバイス）
- 中小企業への支援
（エイジフレンドリー補助金※後述）
- 社会的評価を高める仕組みの推進
（SAFEコンソーシアムの「SAFEアワード」を通じた優良事例の募集・公表）



エイジフレンドリー補助金（ご案内）

重点
③

- 「高年齢労働者の労働災害防止対策」や「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に対して補助（申請受付期間：**令和5年6月12日から令和5年11月20日**）
- 令和5年度は、転倒防止や腰痛等防止の**ソフト対策（運動指導の実施）**を強化

	高年齢労働者の 労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 高年齢労働者（60歳以上） を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している ※高年齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象。
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費（健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等）
補助率 (上限額)	1 / 2 (上限額：100万円)	3 / 4 (上限額：30万円)

※ 2コース併せての上限額は100万円です。
※ 全ての申請者に交付されるものではありません。

※コラボヘルス：
医療保険者と事業者が連携して、労働者の予防・健康づくりを実行すること。

<中小企業事業者の範囲>

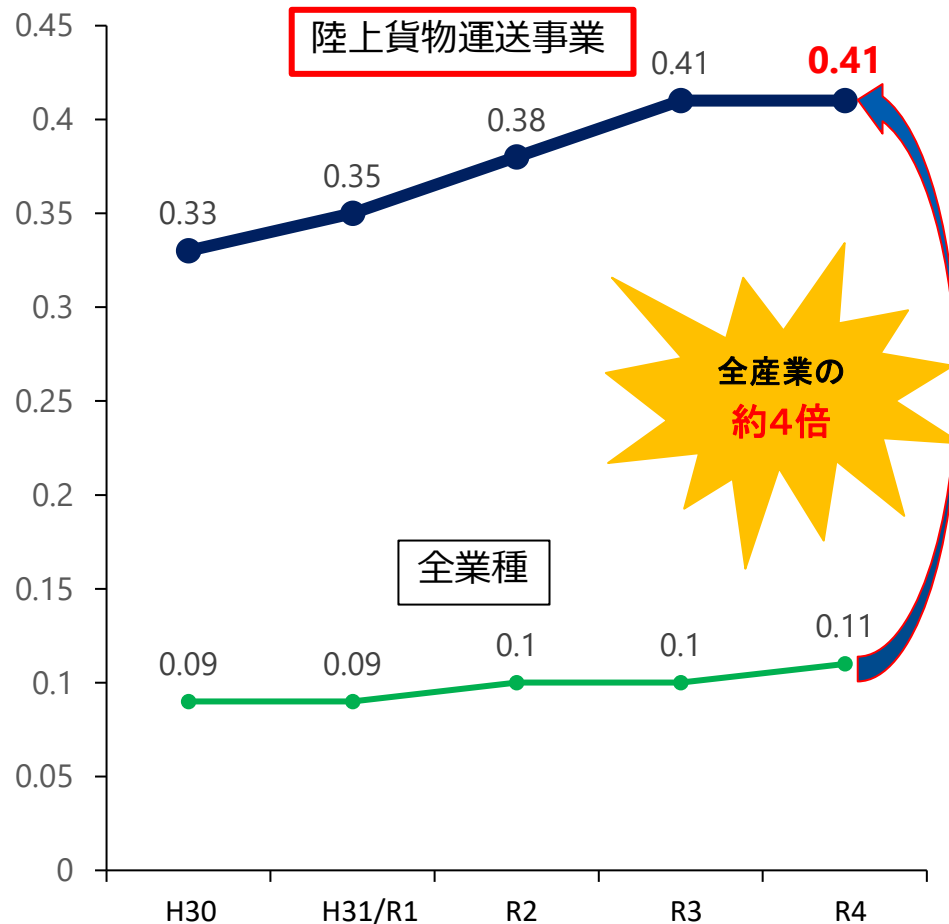
業種	業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、 運輸業 、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

陸上貨物運送事業における腰痛災害防止対策

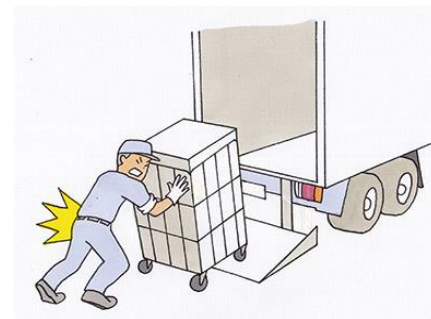
- 陸上貨物運送事業の腰痛災害の死傷年千人率は、全業種と比較して**約4倍**となっている。

【腰痛災害における業種別 死傷年千人率】 【陸上貨物運送事業における災害事例】



出典：労働者死傷病報告（令和4年）

⇒ 納品先で台車を使用して荷を運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に、腰に痛みを感じた。



被災者情報

年齢、性別	20代、男性
休業日数	1か月
経験年数	1年

具体的な対策

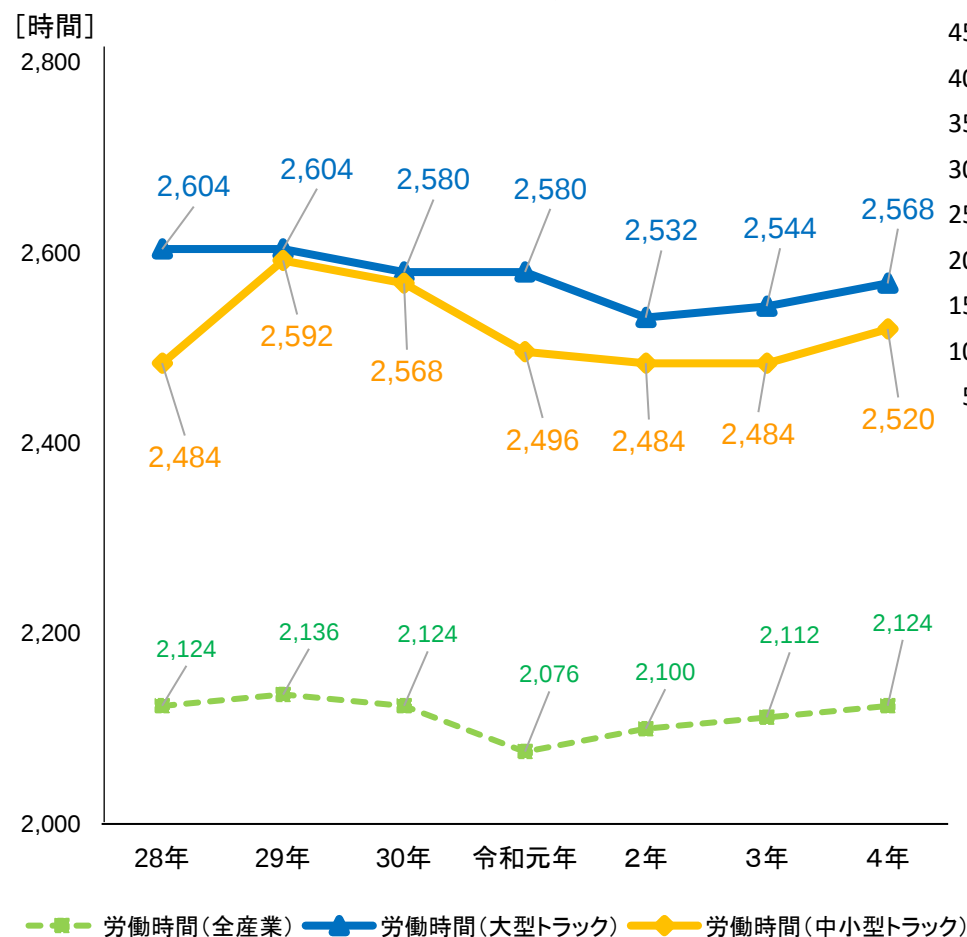
- 不安定な荷には、複数人で作業をする
- 荷が倒れないよう、適した台車を選択する
- 腰痛予防体操の実施

出典：職場における腰痛予防対策指針 24

脳・心臓疾患の労災補償状況

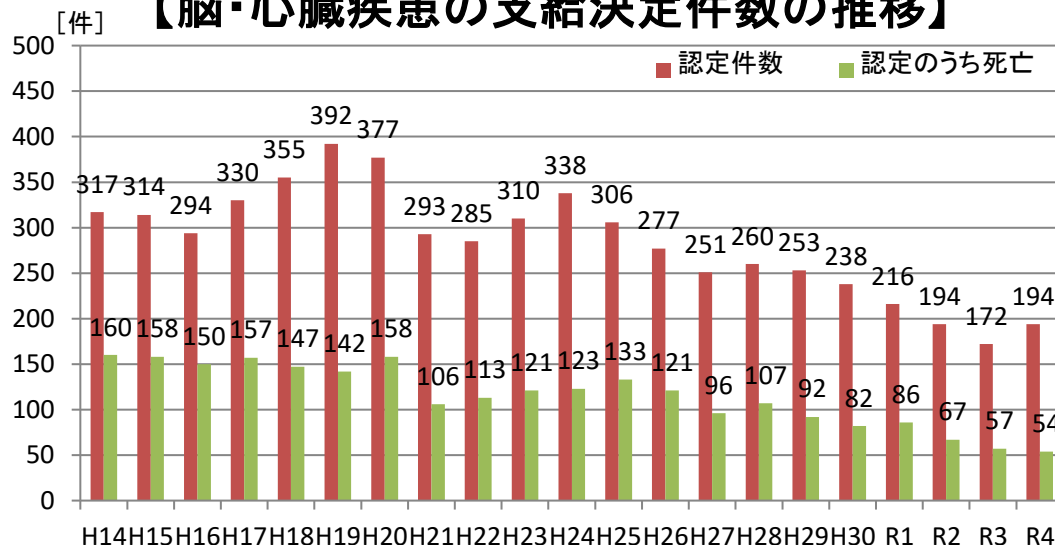
- 陸運業のうち、**トラック運送事業**における**年間労働時間数**は、全産業と比較して**約2割**（約400～450時間）**長い**。
- **脳・心臓疾患の労災**に関する**支給決定件数**は、**道路貨物運送業**が**最も多い**。

【年間労働時間数の推移】



(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成
／過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害)に係る労災補償状況)

【脳・心臓疾患の支給決定件数の推移】

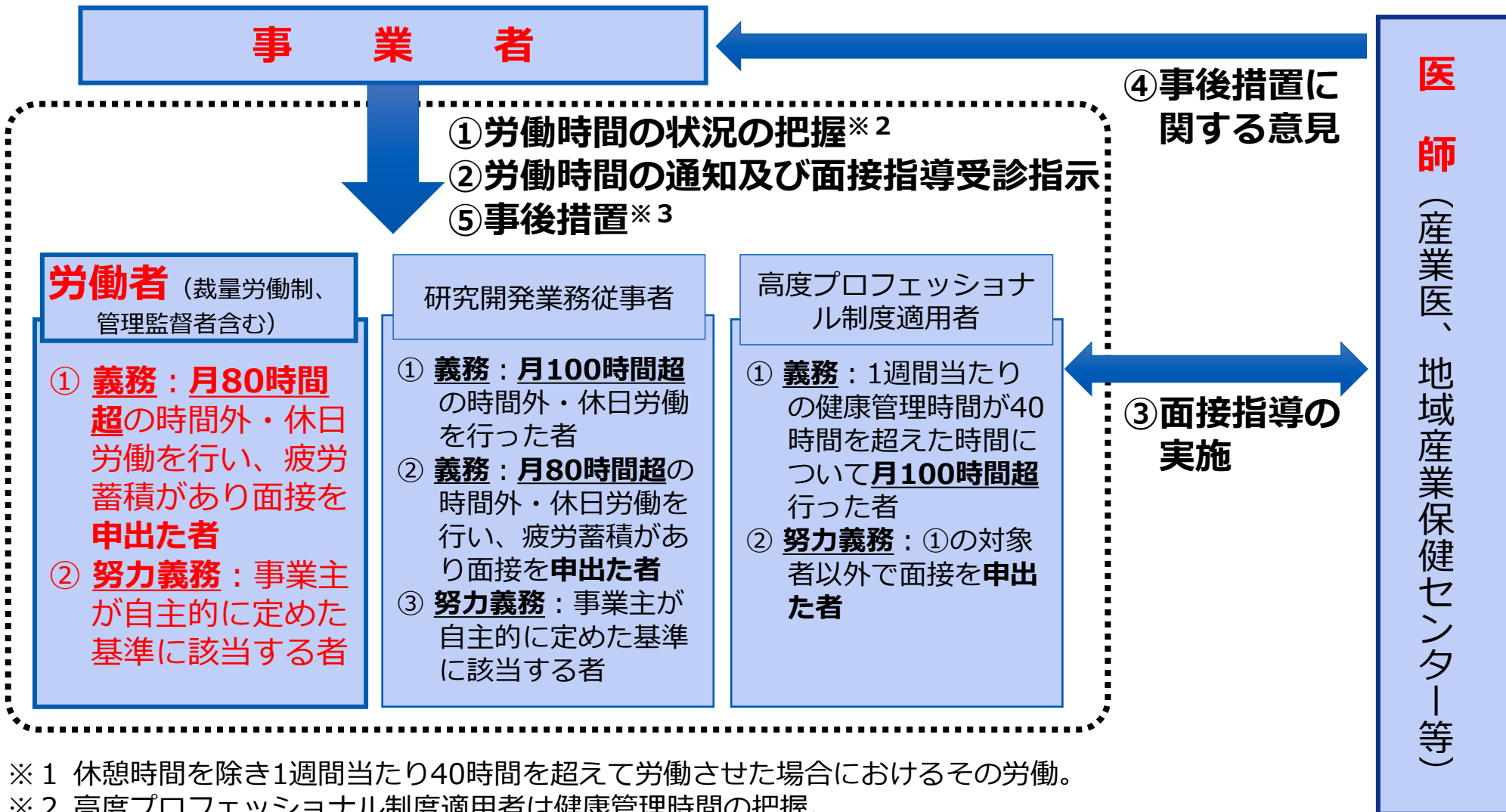


【支給決定件数の多い業種(中分類の上位5業種)】

	業種（大分類）	業種（中分類）	件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	50
2	建設業	総合工事業	18
3	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	14
4	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	10
5	卸売業、小売業	各種商品小売業	8

長時間労働者に対する面接指導

■ 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働※¹等をしている労働者に対して、**事業者は医師による面接指導を行わなければならない**とされています（労働安全衛生法第66条の8等）。



※ 1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。

※ 2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。

※ 3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

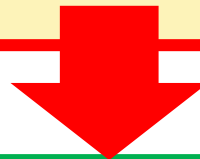
5

5 結びに

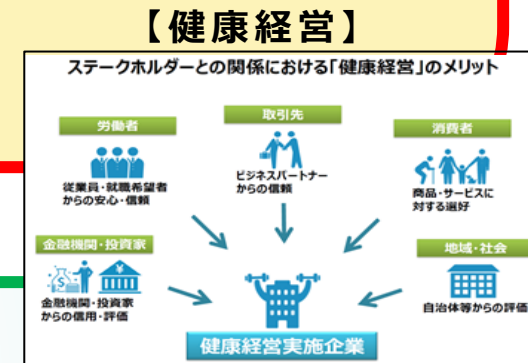
結びに

- **安全で安心して働くことができる職場づくり**は、「コスト」ではなく「投資」。

- 大切な従業員の安全と健康を守ることができる。
- 労働災害に伴う生産設備の停止や各種費用を始めとする経済的損失を回避（軽減）することができる。
- 人材の確保・育成・定着を始めとする組織の活性化、業績向上、組織としての（社会的）価値向上という大きなメリットに繋がる。



これらのポイントを踏まえて
第14次労働災害防止計画（14次防）を推進していく。



ご安全に！